

# さわやか塾 けやきの森

<地域密着型通所介護事業所>

<総合事業>

- ・通所型サービス（従前相当）
- ・事業対象者

## 運 営 規 定

株式会社 けやきの森

2024（令和6）年度 介護報酬改定

# 株式会社 けやきの森 運営規程

## <事業の目的>

第1条 株式会社けやきの森（以下「事業所」という。）が開設する地域密着型通所介護事業・総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員、介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態または要支援状態・事業対象にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護・総合事業による介護・サービスを提供することを目的とする。

## <運営の方針>

第2条 地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話、機能訓練の援助、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

- 2 総合事業による介護およびサービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者・事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持・向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

## <事業所の名称等>

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称：さわやか塾 けやきの森
- ②所在地：山形県山形市大字漆山字念仏段 1903-1

## <職員の職種、員数及び職務の内容>

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 2 各職種において、所有する資格又は経験、免許等に応じて以下の職務を兼ねる事ができるものとする。
  - ①施設長：1名  
施設長は、事業所の運営と経営、従業者の管理並びに利用者に関する事項を統括管理する。
  - ②管理者：1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
  - ③生活相談員：1名以上  
生活相談員は、サービスの提供中における利用者個々人の身体及び精神状態の把握と、その家族との日常生活の相談、援助を行う。また利用の調整を行うとともに、介護保険にかかる請求事務を行う。

④介護職員：2名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じて必要な介護を行う。

⑤機能訓練指導員：1名以上（看護師・理学療法士・作業療法士）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため、ケアプランに基づいて個々人の機能訓練計画を立案するとともに訓練の実施および指導を行う。

⑥看護職員：1名以上

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

⑦栄養士または調理師：2名以上

栄養・食事管理と提供および日常生活動作訓練の実施を行う

⑧事務員

必要な事務を行う。

### <営業日及び営業時間>

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①営業日：1日～30日までの月・木曜日（祝日含む）

※休日：毎週日曜日

暦月の31日

年末年始12月30日から1月3日まで

②営業時間：午前8時15分から午後5時15分まで

（サービス提供時間：午前9時15分から午後4時20分）

### <地域密着型介護・総合事業の利用定員>

第6条 地域密着型通所介護・総合事業の利用定員は次のとおりとする。

1単位：10名（通所介護、通所型サービス・事業対象の合計数）

### <地域密着型通所介護及び総合事業の内容>

第7条 地域密着型通所介護・総合事業の内容は次のとおりとする。

①食事の提供 ②入浴 ③日常生活動作の機能訓練 ④健康チェック

⑤身体機能レクリエーション ⑥グループ活動 ⑦相談および援助

⑧送迎

### <地域密着型通所介護・総合事業の利用料等>

第8条 地域密着型通所介護の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、総合事業の利用料の額は、山形市が定める第一号事業に要する額とする。

そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合（介護保険負担割合証）に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 食費は、730円 / 日を徴収する。（昼食：580円、おやつ：150円）

3 栄養補助食品を提供した場合は実費を徴収する。

4 排泄用品代は、実費を徴収する。

5 日常生活において必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は実費を徴収する。

- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名の場合は押印が必要）を受けることとする。
- 7 利用料金の支払いにおける公平性を確保することを目的として、再三の請求に対しても、お支払いの意思をしめしていただけない場合、利用料金の管理回収業務の一部を、法律事務所に委託することがある。

#### <通常の事業の実施地域>

第9条 通常の事業の実施地域は、山形市のみの区域とする。

#### <サービスの利用に当たっての留意事項および禁止事項>

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう説明を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意して頂く。
  - ①気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
  - ②施設設備の利用に関しては他の利用者に対し迷惑にならないよう利用する。
- 3 事業所内で次の各号に該当する行為を禁止する。
  - ①決められた場所以外での喫煙
  - ②サービス従事者および他の利用者に対する宗教、政治、営利目的等の活動。
  - ③利用に必要とされない私物、金銭、菓子等の持ち込み。

#### <衛生管理等>

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生、または感染拡大防止として必要な対策を講じるものとする。
  - ①事業所における感染症予防、および拡大防止のための対策を検討する『感染対策委員会』を年1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ②事業所における感染症予防及び拡大防止のための指針を整備する。
  - ③事業所において、従業者に対し感染症予防及び感染拡大防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### <緊急時における対応方法>

第12条 生活相談員等は、サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じる。また管理者に報告する。

#### <非常災害対策>

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画作成し非常災害に備える。

- 2 火災に加え、地震、風水害等も想定し消火訓練、通報訓練及び避難・誘導及び救出訓練を年2回実施する。
- 3 前項を達成する上で、地域住民の参加を以って実施するよう努めることとする。

- 4 非常災害時は関係機関への通報及び連携を円滑に図り、災害による身体的被害に至らない様、迅速に避難誘導を行う。
- 5 火災時、家族との連絡・安否確認、営業確認等のために、災害伝言ダイヤル『171』活用訓練を行う。

#### <苦情処理>

- 第14条 事業所は、サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、当該山形市からの質問もしくは照会、調査に応じるとともに、指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、提供した通所介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
  - 4 『苦情・相談発生時マニュアル』の手順に従い対応する。

#### <虐待防止の関する事項>

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。
- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ②虐待防止のための指針の整備。
  - ③虐待防止をするための定期的な研修の実施。
  - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### <身体拘束>

- 第16条 事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束や、利用者の行動を制限する行為(以下『身体拘束等』という)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 『身体的拘束等行動制限対応マニュアル』に従い対応する。

#### <業務継続計画の策定等>

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下『業務継続計画』という)を策定し、当該『業務継続計画』に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し『業務継続計画』について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的『業務継続計画』の見直しを行い、必要に応じて『業務継続計画』の変更を行うものとする。

## <その他運営についての留意事項>

第18条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させ、資質向上のための研修を継続的に行う。

- 2 従業者は業務上知り得た情報について利用者及びその家族の秘密を保持する。  
また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者、およびその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 事業所が提供したサービスに関する利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護、及び総合事業でのサービスの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業者は、契約者に対するサービス提供に関する記録を作成し、利用完結の日から最低5年間保管する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は「株式会社けやきの森」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、

- 平成22年12月 6日から施行する
- 平成23年 7月25日より一部変更し施行する
- 平成24年 4月 1日より一部変更し施行する
- 平成26年 9月 1日より一部変更し施行する
- 平成27年 8月 1日より負担割合改正により一部変更し施行する
- 平成28年 4月 1日（総合事業導入）より一部変更し施行する
- 平成30年 4月 1日提供時間変更により一部変更し施行する
- 2019(令和元)年10月1日消費税増税に伴い介護報酬改正により一部変更し施行する
- 2021(令和3)年 4月1日介護報酬改定により一部変更し施行する
- 2024(令和6)年 4月1日介護報酬改定により一部変更し施行する